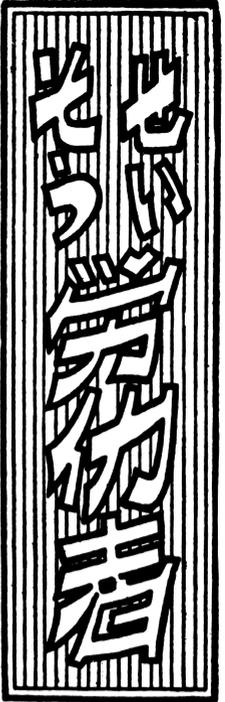


相次ぐ共同研修での講師の問題発言

- 事業移管から10年余、講師を務める管理職は、清掃の歴史や移管の経緯等を踏まえて登壇すべき。
- 広域的な処理体制を必要とする東京23区の清掃事業、共同で研修を実施することの意義は大きい。さらなる研修の充実・改善を求める。



東京清掃労働組合
 千代田区飯田橋3-9-3
 TEL (3237) 9995
 1部20円

編集責任者 長明 浩
 教宣部長 坂本 浩

わが組合の綱領

- 一、われわれは健全なる自主的組織を確立し、生活諸条件を確保し、社会的地位の向上を期す。
- 二、われわれは労働の社会的意義を顕揚し、都区政の徹底的民主化を期す。
- 三、われわれは労働者階級の解放と民主主義日本を建設し、世界平和に貢献せんことを期す。



6月24日、特別区職員研修所で清掃研修(新任技能主任)が実施されました。後日、参加した組合員から「問題のある内容だったのではない」「不愉快な思いをした」という訴えが相次いで本部に寄せられました。

共同研修については、昨年10月20日の清掃研修(現任技能10年目)の同和問題研修で不適切な研修が実施されたことが明らかになって以降、講義内容についての確認や講師が不適切な発言に至った原因や背景を明らかにするために、関係者間で丁寧な議論が重ねられてきました。また、共同研修のあり方についても多くの問題点が明らかになったことから、共同研修の充実・改善に向けた協議も重ねられています。

そういう経過の中で再び起きた共同研修の場での講師の問題発言です。わが組合は、講師本人や講師の所属区、特別区職員研修所と講義内容についての確認と問題点の認識を一致させることや、不愉快な思いをした受講生への対応をどう図るのか等について協議を行って来ました。

問題ではないかと指摘、いて、私見を述べながら否報告された内容は、時間内、定的な趣旨の発言がされ、の洗身や特殊勤務手当につ

7月11日、研修内容について、講師本人と本部書記長との間で話し合いが持たれました。講師からは「公務としての収集体制を維持するために、区民サービスの向上や区民の視点から清掃事業のあり方について問題提起をし、皆で考えるき

◆講師本人とわが組合の間で話し合いが持たれる

7月11日、研修内容について、講師本人と本部書記長との間で話し合いが持たれました。講師からは「公務としての収集体制を維持するために、区民サービスの向上や区民の視点から清掃事業のあり方について問題提起をし、皆で考えるき

6月24日、特別区職員研修所で清掃研修(新任技能主任)が実施されました。後日、参加した組合員から「問題のある内容だったのではない」「不愉快な思いをした」という訴えが相次いで本部に寄せられました。

共同研修については、昨年10月20日の清掃研修(現任技能10年目)の同和問題研修で不適切な研修が実施されたことが明らかになって以降、講義内容についての確認や講師が不適切な発言に至った原因や背景を明らかにするために、関係者間で丁寧な議論が重ねられてきました。また、共同研修のあり方についても多くの問題点が明らかになったことから、共同研修の充実・改善に向けた協議も重ねられています。

そういう経過の中で再び起きた共同研修の場での講師の問題発言です。わが組合は、講師本人や講師の所属区、特別区職員研修所と講義内容についての確認と問題点の認識を一致させることや、不愉快な思いをした受講生への対応をどう図るのか等について協議を行って来ました。

つかけにすることで題材を選定した」という説明でしたが、わが組合からは、「誤った認識を基に、労使合意に至った経緯や根拠を踏まえずに、共同研修という公の場で私見を述べながら職員の労働条件に係る事項について否定的な講義が行われたことは決定的な誤りである」とことを指摘しました。

時間内の洗身については、平成12年の東京地裁の判決において、「作業職員自身や清掃事務所内の衛生を保持する観点からも、雑菌などから作業職員の安全を守ることをも考慮し、ごみによって身体が汚れてしまう状況にある収集作業の終了後の勤務時間内に必要最小限の時間に限って洗身・入浴を行うこと」はご

◆講師からの謝罪、研修所から受講生に対する謝罪、再発防止に向けた考え方が示される

最終的に、講師本人の謝罪を受けて、研修所として受講生に対し、謝罪及び追加説明の通知文を送ることや、講師本人からわが組合に対する謝罪文を示すこと、わが組合から研修所への『申し入れ』に対する再発防止の観点からの『回答』を示すことで、本件については収束を図ることで合意に至りました。

清掃の職場は地域社会の中にあり、区民の暮らしに深く関わる現場の第一線で展開されています。区民の要請に応える質の高い公共サービスを提供していくためには、最前線の現場で区民と直接ふれあう清掃職員が自信と誇りを持って仕事に取り組めるよう、職員の安全と健康の確保、職場環境の改善が図られなければなりません。



◆相次ぐ現場の管理職からの問題発言を糾す

しかしながら、清掃の現場にいる管理職の相次ぐ共同研修の場での問題発言は、地域に密着した公務員共サービスの担い手として、日夜奮闘を続ける清掃職員の尊厳を著しく傷つけ、士気を低下させるものです。奮起を促すべき管理職自らが、労使で確認した勤務条件について私見を述べて否定したり、安全衛生の観点から認められている洗身を否定するような発言は、受講生の感情を害するだけで、共同研修の本来の目的から大きく逸脱するものと言わざるを得ません。

相次ぐ共同研修の場での講師の問題発言、単に講師の資質の問題として捉えるだけでは不十分です。清掃事業の移管から10年余を経りましたが、際限のない合理化でこの清掃職場も重い閉塞感で覆われています。

安易な人員や機材の削減だけを追求するのではなく、地域に密着した公務員共サービスの担い手として、清掃事業はどうか問われています。各区当局は清掃事業の長い歴史や清掃事業の移管の経緯等をもう一度正確に認識すべきです。



23特研教第443号
平成23年8月18日

東京清掃労働組合
中央執行委員長 西川 卓吾 様

特別区職員研修所長 中嶋

茂雄



清掃・技能主任研修における講義内容について (回答)

日頃から、当研修所の運営にご理解いただき感謝いたします。

平成23年6月24日に実施しました清掃研修「技能主任」の教科目「技能主任として知識」は、当研修所としても不適切な内容があったと認識しており、大変遺憾に思っております。研修生及び関係者には、ご迷惑をおかけいたしました。各研修生には、別添(写)のとおり、謝罪及び追加説明の通知文をお送りしております。

清掃研修は、区政における清掃事業の最前線で勤務する職員に対し、職層毎に求められる基礎的知識・能力の育成、公務員としての意識や職務意欲の醸成などを目的として実施するもので、全区の職員が参加する大変重要な研修と捉えております。このため、正確な情報・知識の提供はもとより、目的に沿った充実した内容で研修を実施することが必要であると認識しております。

一方で、清掃移管から11年が経過し、また、清掃事業従事職員の身分切替えに合わせて当研修所が清掃研修を行うようになってからも、既に5年が経過しております。こうした状況から、歴史や経緯等も含めた基礎的情報・知識を各区等との連携により調査して講義資料等を作成し、講師や関係者に提供できるよう準備を進めているところです。

また、講師に登壇を依頼するにあたり、研修生が明日からの勤務の励みに感じられるような研修にしていこうという目的を共有化することも大切であると考えております。

今回の反省を踏まえ、今後は講師との事前打ち合わせをより密に行うことを含め、各区関係者との連携を十分にとり、共通理解をもって適切な研修の実施に努めてまいります。

平成23年8月18日

東京清掃労働組合
中央執行委員長 西川卓吾 様

平成23年度清掃研修「技能主任」第3回
1クラス研修講師

平成23年6月24日に開催された清掃研修「技能主任としての知識」において、区民サービスの向上や区民の視点から清掃事業の現状を考え、区職員による収集体制を維持し清掃事業をより発展させるために、これからの清掃事業を担う新任の技能主任に対して話しをしました。
しかし、その中で、研修として取り上げるのに不適切な内容や発言があり、受講者ならびに関係者に混乱とご迷惑をおかけしましたことをお詫びいたします。

記

1 不適切な内容

- (1) 特殊勤務手当や級格付けなど労使交渉による合意した内容について、研修の話題とし、個人的な意見も含めて述べたこと
- (2) 収集作業にあたる職員の勤務時間中の洗身入浴については、衛生、安全の観点から勤務時間として給与支払いの対象となるなどの判決があるにもかかわらず、過去の国鉄の職務専念義務違反を問われた裁判の事例だけを紹介したことにより、受講者に、勤務時間中の入浴時間が認められないとの印象を与えた。
また、清掃に関する判決の情報提供を組合から受けていたにもかかわらず、否定的な発言をしたこと。
- (3) 清掃工場の説明のあり方に触れる中で、共同研修の場にふさわしくない対応があったこと。

2 今後の対応

- (1) 研修における発言内容については、研修意図を踏まえるとともに事実関係を正確に把握した上で精査して行なう。
- (2) 今後、研修においては講師と受講者の立場を踏まえて話しをし、提起した内容を受講者が積極的に受け止められるような研修の実現につとめる。